

## 第35回軽米町農業委員会総会議事録

1. 招集月日 令和3年12月23日(木)

2. 招集日時 午後3時10分

3. 招集場所 役場3階会議室

4. 出席委員 農業委員：

会長(10番) 山田 一夫

会長職務代理者(9番) 笹山結実男

1番 安田正一郎、 2番 畑林 悦男、 4番 内澤 初蔵、

6番 福田 光雄、 8番 西舘 徳松

農地利用最適化推進委員：

1番 坂本 武道、 2番 木村 正司、 3番 大久保 広、

5番 寺澤 正幸、 6番 古里 典子、 7番 工藤 郁子、

8番 増尾 勝男、 9番 本田 健耕、 10番 間賀 敬一

5. 欠席委員 農業委員：

3番 細谷地 司、 5番 下谷地敦雄、 7番 苅谷 雅行

農地利用最適化推進委員：

4番 太田 正

6. 事務局職員 事務局長 江刺家雅弘、 局長補佐 竹澤 泰司、  
主任主査 鶴飼 義信、 主事 小林 誠、 主事 工藤 正弥

議 長 (山田会長)

ただいまより、第35回軽米町農業委員会総会を開会いたします。

( 午後3時10分 開会 )

議 長 本日の出席農業委員は、6名で、在任委員の過半数に達しておりますので会議は成立いたしました。

なお、細谷地委員、下谷地委員、苅谷委員より欠席の報告がございました。

笹山委員からは遅れて出席するとの報告がございました。

また、農地利用最適化推進委員は、9名の出席となっております。

なお、太田委員より欠席の報告がございました。

議 長 それでは日程に入ります。

日程第1、議事録署名委員についてお諮りいたします。常例により当席より指名することにご異議ございませんか。

( 「異議なし」との声あり )

議長 ご異議がないので、1番、安田正一郎委員、2番、畑林悦男委員のお二方にお願いいたします。

議長 日程第2、会期についてお諮りいたします。本日一日といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

( 「異議なし」との声あり )

議長 ご異議がないので、本日一日と決定いたします。

議長 それでは議事に入ります。日程第3、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について上程いたします。番号1について、朗読を兼ね説明をさせます。

事務局 議案書の1ページになります。農地法第3条の規定による許可申請について1件提出がございます。

番号1、農地の所在地は大字〇〇第〇地割内の登記簿上は田んぼ、現況が畑となっている所となります。面積は222㎡。権利の種別は有償での所有権の移転となります。譲渡人が〇〇〇〇。住所は〇〇となっております。譲受人が〇〇〇〇。こちらは一筆分で15万円での売買となっております。現地確認につきましては、増尾委員と細谷地委員にお願いしてございます。

以上、1件につきましてご審議よろしくをお願いいたします。

議長 ただいま、説明申し上げたとおりです。現地調査についてですが、番号1については、増尾委員と細谷地委員に依頼しておりますので報告をお願いいたします。

増尾委員 報告します。番号1、本件については12月17日に細谷地委員と私の2名で現地確認を行いました。位置周囲の状況についてでございますが、申請地は〇〇地区で〇〇〇〇から国道を〇〇方面に向かって20m程度進んだ左側に位置し、南側の国道沿いは建物と接し、周囲三方は畑に囲まれています。確認者の意見でございますが、本件は譲渡人67歳と譲受人である叔母85歳との売買による所有権の移転によるものであります。譲受人はこの申請地を10年以上にわたって畑として使用してきており、年齢は85歳ではありますが、まだまだ現役として軽トラックを運転して畑に通い野菜等を栽培しております。今

回所有権を取得し引き続き継続して畑として使用することの事でありませう。以上のことから申請地が今後さらに効率的に利用され、また周辺農地への支障はないと思われませう。従って本件は許可相当であると考えませう。よろしくお願ひいたしませう。

議 長 ただいま、報告申し上げたとおりです。ご意見を伺ひませう。番号1について。ご意見ござひませうか。

( 「異議なし」との声あり )

議 長 ご異議がないので、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請については、原案のとおり決定することにいたしませう。

議 長 日程第4、議案第2号については、除斥がありますので後回しにしたいと思ひませう。

議 長 日程第5、議案第3号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画・利用権設定の承認について、上程いたしませう。番号1から番号3までについて、朗読を兼ね説明させませう。

事務局 議案書の4ページになります。農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画・利用権設定の承認について3件ござひませう。いずれも今回は再設定ということで期間の満了に伴う更新となつてござひませう。

番号1、場所は大字〇〇第〇地割内の畑、面積が2,613㎡。所有者は〇〇〇〇。利用権の設定を受ける者が〇〇〇〇。こちらは5年間の使用貸借権の設定となります。期間は令和4年1月から5年間となつてござひませう。

続きまして番号2、大字〇〇第〇地割内の畑、面積が3,343㎡。所有者は〇〇〇〇。利用権の設定を受ける者が〇〇〇〇。期間等については同一となつてござひませう。

続きまして番号3、大字〇〇第〇地割内の田んぼ、面積が2,512㎡。所有者は〇〇〇〇。利用権の設定を受ける者が〇〇〇〇。こちらも期間等については同一となつてござひませう。

以上、3件につきましてご審議よろしくお願ひいたしませう。

[ 笹山委員出席 ]

議 長 ただいま、説明申し上げたとおりです。ご意見を伺ひませう。番号1から番号3までについて、一括でご意見を伺ひたいと思ひませう。

( 「異議なし」との声あり )

議 長       ご異議がないので、議案第3号については、原案のとおり決定することとし、計画策定について、町長へ要請いたします。

議 長       ここで議長を会長職務代理者の笹山委員に交代いたします。

[ 議長を笹山会長職務代理者に交代 ]

議 長       日程第4、議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について上程いたします。本案件については、除斥があります。農業委員会法第31条の規定「議事参与の制限」により、〇〇委員は一時退席願います。

[ 〇〇委員 退席 ]

議 長       朗読を兼ね説明をさせます。

事務局       議案書2ページとなります。3ページに位置図を付けてございますので併せてご覧いただきたいと思っております。農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、1件ございます。

番号1、農地の所在地は大字〇〇第〇地割内の畑、面積は87㎡となります。こちらは、農地転用による所有権の移転となっております。譲渡人が〇〇〇〇。譲受人が〇〇〇〇。転用の目的についてですが露天駐車場としての利用計画となっております。施設等の部分についてですが、駐車場、通路等ということで計画されてございます。転用の理由のところですが、来客用の駐車場用地として使用するためとなっております。こちらは農用地区域外となっております。農地区分は第3種農地と判断してございます。第3種農地ということは、転用は可能という位置にあるということになります。現地確認につきましては、本田委員と内澤委員にお願いしてございます。

以上、1件につきましてご審議よろしくお願いいたします。

議 長       ただいま、説明申し上げたとおりです。現地調査についてですが、番号1については、本田委員と内澤委員に依頼しておりますので報告をお願いいたします。

本田委員     報告します。番号1、12月16日、内澤委員と私と事務局と3名で現地確認を行いました。位置周囲の状況でございますが、〇〇地区内で、〇〇〇〇より県道を〇〇方向に約200m行った左側のところにあります。周囲の状況は東側は町道に接しております。西側は農地でブドウとサルナシが各1本植栽されております。南側は県道に接しており、北側は宅地となっております。確認者の意見でございますが、転用する土地は、宅地団地の中にあり、駐車場用地として使用するということでございます。周辺農地は、西側隣接地の207㎡

だけでございます。転用する土地より農地は高くなっており日照不足等の被害はなく、よって、この申請は許可相当であると考えます。よろしく申し上げます。

議 長 ただいま、報告申し上げたとおりです。ご意見を伺います。  
番号1について。ご意見ございますか。

( 「異議なし」との声あり )

議 長 ご異議がないので、議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請に対する意見については、原案のとおり県知事へ進達することに決定いたします。

議 長 ○○委員の復席をお願いいたします。

[ ○○委員 復席 ]

議 長 ここで議長を山田会長に交代いたします。

[ 議長を山田会長に交代 ]

議 長 日程第6、議案第4号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画・一括方式の承認について上程いたします。番号6から番号9については、除斥がありますので、分けて審議いたします。番号1から番号5までと、番号10から番号13までの9件について、朗読を兼ね説明させます。

事務局 議案書の5ページから9ページになります。農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画・一括方式の承認について、これらはいずれも農地中間管理事業を活用した貸借設定となります。利用権を設定する者が農地所有者となります。右隣の利用権の設定を受ける者が最終的に借受をするということになります。その間に農地中間管理機構が入るという貸借の設定となってございます。

番号1、農地の所在は大字○○第○地割内の畑、3筆になります。面積は合計で13,481㎡。利用権を設定する者は○○○○。○○のご住所となっております。利用権の設定を受ける者が○○○○。こちらは賃貸借による利用権の設定となっております。対価金は合計で45,454円となっております。期間につきましては令和4年1月から10年間となっております。

続きまして番号2、農地の所在は大字○○第○地割内の畑、2筆になります。面積は合計で3,511㎡。利用権を設定する者は○○○○。利用権の設定を受ける者が○○○○。こちらも賃貸借による利用権の設定となっております。対価金は合計で10,606円となっております。期間につきましては

令和4年1月から10年間となっております。

続きまして番号3、農地の所在は大字〇〇第〇地割内の畑2筆、第9地割内の畑1筆になります。面積は合計で3,830㎡。利用権を設定する者は〇〇〇〇。利用権の設定を受ける者が〇〇〇〇。こちらは使用貸借による利用権の設定となっております。期間につきましては令和4年1月から5年間となっております。

続きまして番号4、農地の所在は大字〇〇第〇地割内の畑、面積は3,512㎡。利用権を設定する者は〇〇〇〇。利用権の設定を受ける者が〇〇〇〇。こちらも使用貸借による利用権の設定となっております。期間につきましては令和4年1月から5年間となっております。

続きまして番号5、農地の所在は大字〇〇第〇地割内の畑、面積は4,688㎡。利用権を設定する者は〇〇〇〇。利用権の設定を受ける者が〇〇〇〇。こちらも使用貸借による利用権の設定となっております。期間につきましては令和4年1月から5年間となっております。

続きまして番号10、農地の所在は大字〇〇第〇地割内の畑、面積は3,212㎡。利用権を設定する者は〇〇〇〇。利用権の設定を受ける者が〇〇〇〇。こちらは貸貸借による利用権の設定となっております。対価金は16,222円となっております。期間につきましては令和4年1月から5年間となっております。

続きまして番号11、農地の所在は大字〇〇第〇地割内の畑、面積は3,786㎡。利用権を設定する者は〇〇〇〇。利用権の設定を受ける者が〇〇〇〇。こちらは使用貸借による利用権の設定となっております。期間につきましては令和4年1月から5年間となっております。

続きまして番号12、農地の所在は大字〇〇第〇地割内の畑、面積は3,386㎡。利用権を設定する者は〇〇〇〇。利用権の設定を受ける者が〇〇〇〇。こちらは貸貸借による利用権の設定となっております。対価金は17,101円となっております。期間につきましては令和4年1月から5年間となっております。

続きまして番号13、農地の所在は大字〇〇第〇地割内の畑、面積は3,307㎡。利用権を設定する者は〇〇〇〇。利用権の設定を受ける者が〇〇〇〇。こちらは貸貸借による利用権の設定となっております。対価金は16,702円となっております。期間につきましては令和4年1月から5年間となっております。

以上、9件につきましてご審議よろしくお願いいたします。

議長

ただいま、説明申し上げたとおりです。番号1から番号5までと、番号10から番号13までの9件について、一括でご意見を伺いたいと思います。

( 「異議なし」との声あり )

議 長 異議なしと認めます。

議 長 続きまして、番号6から番号9については、除斥があります。農業委員会法第31条の規定「議事参与の制限」により、〇〇委員は一時退席願います。

[ 〇〇委員 退席 ]

議 長 朗読を兼ね説明させます。

事務局 議案書は6ページ及び7ページになります。

番号6、農地の所在は大字〇〇第〇地割内の畑、面積は4, 195㎡。利用権を設定する者は〇〇〇〇の法定相続人であります〇〇〇〇。利用権の設定を受ける者が〇〇〇〇。こちらも使用貸借による利用権の設定となっておりまして、期間につきましては令和4年1月から5年間となっております。

番号7、農地の所在は大字〇〇第〇地割内の畑、面積は2, 974㎡。利用権を設定する者は〇〇〇〇。利用権の設定を受ける者が〇〇〇〇。こちらも使用貸借による利用権の設定となっておりまして、期間につきましては令和4年1月から5年間となっております。

番号8、農地の所在は大字〇〇第〇地割内の畑、面積は4, 860㎡。利用権を設定する者は〇〇〇〇。利用権の設定を受ける者が〇〇〇〇。こちらも使用貸借による利用権の設定となっておりまして、期間につきましては令和4年1月から5年間となっております。

番号9、農地の所在は大字〇〇第〇地割内の畑2筆、面積は合計で4, 722㎡。利用権を設定する者は〇〇〇〇。利用権の設定を受ける者が〇〇〇〇。こちらも使用貸借による利用権の設定となっておりまして、期間につきましては令和4年1月から5年間となっております。

以上、4件につきましてご審議よろしくお願いいたします。

議 長 ただいま、説明申し上げたとおりです。ご意見を伺います。

( 「異議なし」との声あり )

議 長 異議なしと認めます。  
〇〇委員の復席をお願いいたします。

[ 〇〇委員 復席 ]

議 長 以上、議案第4号については、原案のとおり決定することとし、計画策定について、町長へ要請いたします。

議 長 日程第7、議案第5号、適用外証明交付申請の承認について、上程いたしま

す。朗読を兼ね説明させます。

事務局 議案書は10ページになります。適用外証明交付申請の承認について1件提出がございました。

場所は大字〇〇第〇地割内の登記簿上は畑、現況が山林原野。面積は1,816㎡。申請者は〇〇〇〇。所有者は母親でございます〇〇〇〇となっております。法定相続人としての申請となっております。非農地の事由のところですが、当該地は、申請人の母親が生前耕作をしていた。平成12年に亡くなる前から高齢のため耕作出来なくなり、その後申請人も耕作、管理も出来ないままとなってしまった。農地法に不知だったため手続きを怠っていたということになります。現地確認は工藤委員と下谷地委員にお願いしてございます。位置関係につきましては、下の地図・配置図を参考いただければと思います。

以上、1件につきましてご審議よろしくお願いたします。

議長 ただいま、説明申し上げたとおりです。現地調査については、番号1については、工藤委員と下谷地委員に依頼しておりますので、報告をお願いいたします。

工藤委員 報告します。12月15日、下谷地委員と私と事務局と3名で現地確認に行ってきました。位置は、〇〇地区〇〇集落から西へ約1kmの所にあり、周囲は、南側は田んぼ、北と東は山林、西側は休耕地となっていました。当該地は、土地所有名義人となっている申請人の母親が生前耕作していました。平成12年に亡くなりましたが、それ以前から高齢だったこともあり、耕作・管理が出来なくなっていました。母親が亡くなった今も申請人は自身の体が不自由なこともあり、農地の管理が出来ないまま現在に至ったということと、農地法に不知だったため手続きを怠っていたということでした。意見として、農地以外になってから20年以上が経過した土地で、農地または採草放牧地として復旧することが著しく困難であると認められます。また、周囲農地への影響はなく、許可相当であると思われれます。よろしくお願いたします。

議長 ただいま、報告申し上げたとおりです。ご意見を伺います。番号1について。ご意見ございますか。

( 「異議なし」との声あり )

議長 ご異議がないので、議案第5号、適用外証明交付申請の承認については、原案のとおり決定することにいたします。

議長 以上をもちまして、本日の議事はすべて終了いたしました。

( 午後3時58分 )